

デジタルインボイスと電子帳簿保存法 (電子取引)の概要と企業への影響

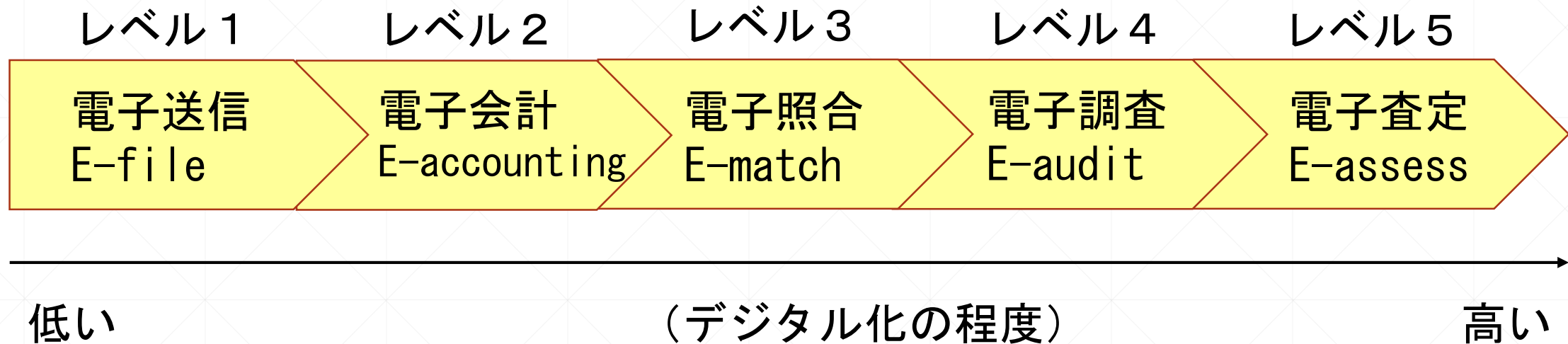
千葉商科大学
中村元彦

目次

1. 税務行政におけるデジタル化のレベル
 2. 電子帳簿保存法の改正
 - ① 電子帳簿等保存
 - ② スキャナ保存
 - ③ 電子取引：今回の対象
 3. インボイス（適格請求書）制度とは
 4. デジタル（電子）インボイスの動き
 5. デジタルインボイスで何が変わるのか
 6. おわりに（会計・税務の明るい未来）
-

1. 税務行政におけるデジタル化のレベル

①日本の税務におけるデジタル化の現状



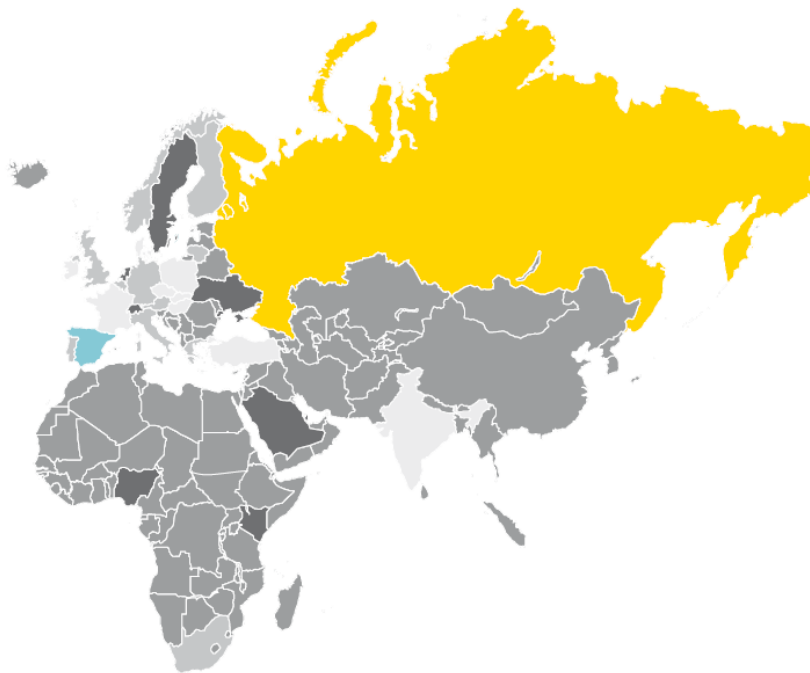
日本公認会計士協会研究大会（2021）研究発表「社会環境等の変化への対応」

税務行政におけるデジタル化のレベル

レベル	名 称	達 成 事 項
1	電子送信 E-file	標準的な電子フォーマットを用いて法定又は任意の申告データや所得情報の電子的な送信
2	電子会計 E-accounting	指定された期日までに申告データを補足する試算表やインボイスなど指定されたデータの送信
3	電子照合 E-match	提出された追加的な会計データやソースデータを政府機関が通帳など取引内容と納税者間、管轄を超えリアルタイムで照合
4	電子調査 E-audit	レベル2で提出された会計データを政府機関が分析し、これらを常時相互チェックして納税者が電子監査による評価（electronic audit assessments）を受ける
5	電子査定 E-assess	納税申告書なしに政府機関が税を査定する仕組みで納税者は政府の査定した税額について一定期間のうちに確認し、手続きを完了させる

Digital tax changes in force across Europe, the Middle East, India and Africa (EMEIA)

Tax administrations are going digital across EMEIA at an unprecedented pace. Are you ready for digital tax administration where you operate?



EY (2017) 「Tax authorities are going digital」

https://assets.ey.com/content/dam/ey-sites/ey-com/en_gl/topics/digital/ey-tax-authorities-are-going-digital.pdf

Digitization levels

Level 1: E-file

Use of standardized electronic form for filing tax returns required or optional; other income data (e.g., payroll and financial) filed electronically and matched annually

Kenya, the Netherlands, Nigeria, Qatar, Saudi Arabia, Sweden, Switzerland and Ukraine

Level 2: E-accounting

Submit accounting or other source data to support filings (e.g., invoices and trial balances) in a defined electronic format to a defined timetable; frequent additions and changes at this level

Austria, Belgium, Finland, Germany, Greece, Italy, Lithuania, Luxembourg, Norway, South Africa and the United Kingdom

Level 3: E-match

Submit additional accounting and source data; government accesses additional data (bank statements) and begins to match data across tax types, and potentially across taxpayers and jurisdictions, in real time

The Czech Republic, Denmark, France, Hungary, Ireland, India, Poland, Portugal, Slovakia and Turkey

Level 4: E-audit

Level-2 data analyzed by government entities and cross-checked to filings in real time to map the geographic economic ecosystem; taxpayers receiving electronic audit assessments with limited time to respond

Russia

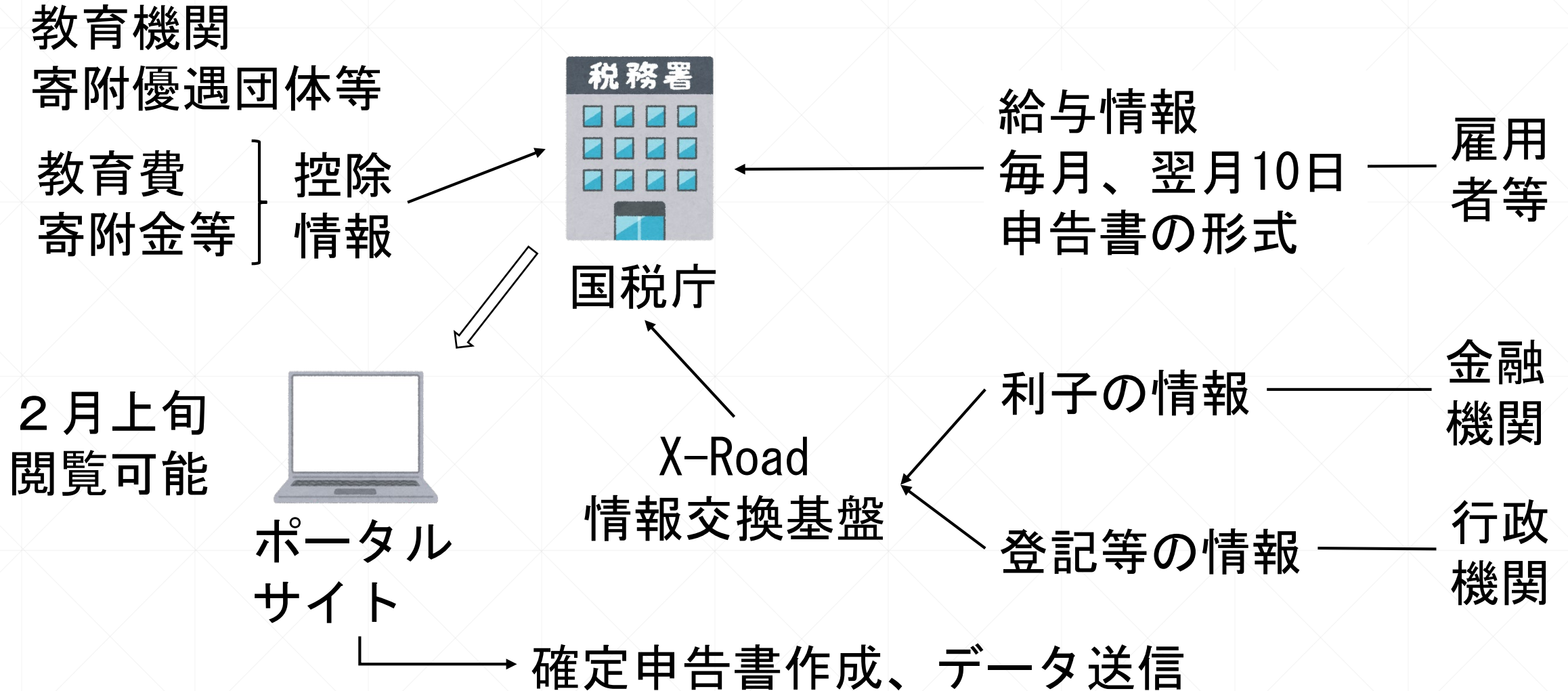
Level 5: E-assess

Government entities using submitted data to assess tax without the need for tax forms; taxpayers allowed a limited time to audit government-calculated tax

Spain

Little to no digital activity

海外の取組み【エストニア】（1/2）



海外の取組み【エストニア】（2/2）

記入済申告書において、記入済となる項目

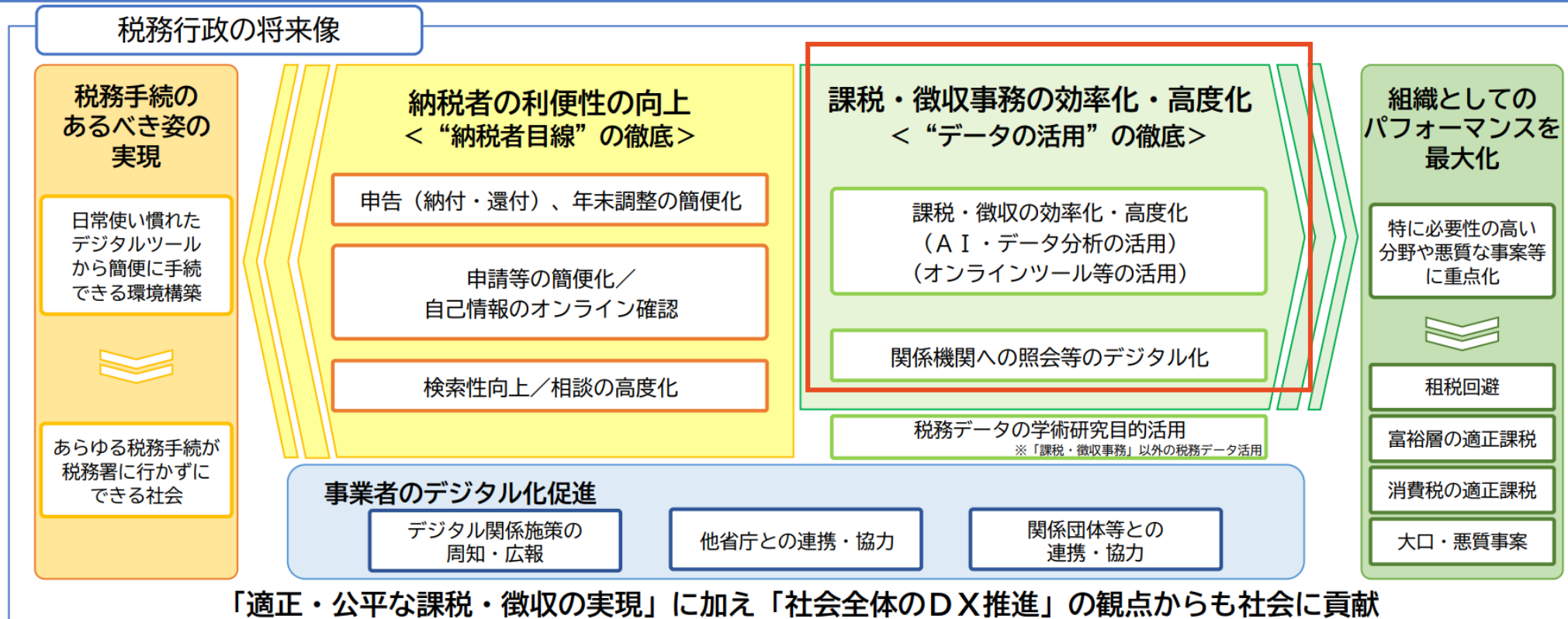
- ・ 給与、利子、源泉徴収額、各種控除額（公的年金、住宅ローン利子、寄附金、教育費等）
- ・ 国内公開株式の売却金額等

納税者による記入が必要な項目

事業所得、国外所得、キャピタルゲインの取得価額等

↳ UBERのサービスを利用した運転手の運転収入に係る情報を、運転手の同意の下、UBERが毎年2月1日までに国税庁に提供し、国税庁は、提供された情報を基に運転手の記入済申告書に反映する仕組みを導入。

- ◆ 税務手続のデジタル化や業務におけるデータの活用など、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組みます。
- ◆ 事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進します。
 - ➔ 国税庁は、「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献していきます。



国税庁（2023）
「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像2023—」（「システムの高度化」まで同様）
<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation2023/pdf/syouraizo2023.pdf>

- * 納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保にも万全を期す。
- * デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指す。
- * 将来像実現に向けて、「内部事務のセンター化」やシステムの高度化、人材育成等のインフラ整備にも取り組む。

事業者のデジタル化促進 取組概要

- ◆ 事業者の取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進することは、政府全体として取り組む重要な課題の一つとされています（※）。
- ◆ 事業者が日頃行う事務処理（経済取引に関連するもの、バックオフィスで処理するもの）について、一貫してデジタルで完結することを可能とすることにより、事業者は単純誤りの防止による正確性の向上や事務の効率化による生産性の向上等といった大きなメリットを享受できることが期待されます。
- ◆ このため、税務手続のデジタル化と併せて、事業者の業務のデジタル化を促す施策にも取り組んでいきます。
- ◆ 経済取引と業務がデジタル化され、税務処理も含めて一貫して効率的にデジタル処理できる環境を整備することにより、事業者の正確性向上等を実現するとともに、結果として他の事業者のデジタル化も促され税務手続も業務も更なるデジタル化が進むという、“デジタル化の推進が更なるデジタル化につながる好循環”を生み出すことで、社会全体のDX推進につながり、社会全体にデジタル化のメリットが波及することが期待されます。
- ◆ 国税庁としては、事業者のビジネスプロセス全体をデジタル化するという視点に立ち、取組の先には社会全体のDX推進にも貢献するという社会的な意義が存することも念頭に置きながら、事業者の業務のデジタル化推進に取り組んでまいります。

デジタル関係施策の周知・広報

- 国税に関するデジタル関係施策について網羅的に周知・広報

他省庁との連携・協力

- デジタルインボイスの普及、事業者のデジタル化を支援する施策の広報

関係団体等との連携・協力

- デジタル化共同宣言やキャッシュレス納付推進宣言など事業者のデジタル化機運の醸成

※「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）（抄）第3-2 各分野における基本的な施策 4. 産業のデジタル化 (3) 中小企業のデジタル化の支援
「IT導入補助金を通じて、電子インボイスへの対応を含む取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進し、クラウドサービス利用やハードの調達を支援するとともに、複数社で連携した取組や、人手不足への対応も含む労働生産性の向上を目的とする業務効率化やDXに向けて行うITツールの導入を支援する。」

事業者の業務のデジタル化（概念図）

税務手続のデジタル化と併せて、経済取引や業務もデジタル化することにより、事業者が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、単純誤りの防止による正確性の向上や事務の効率化による生産性の向上等といったメリットを享受できるものと考えられます。



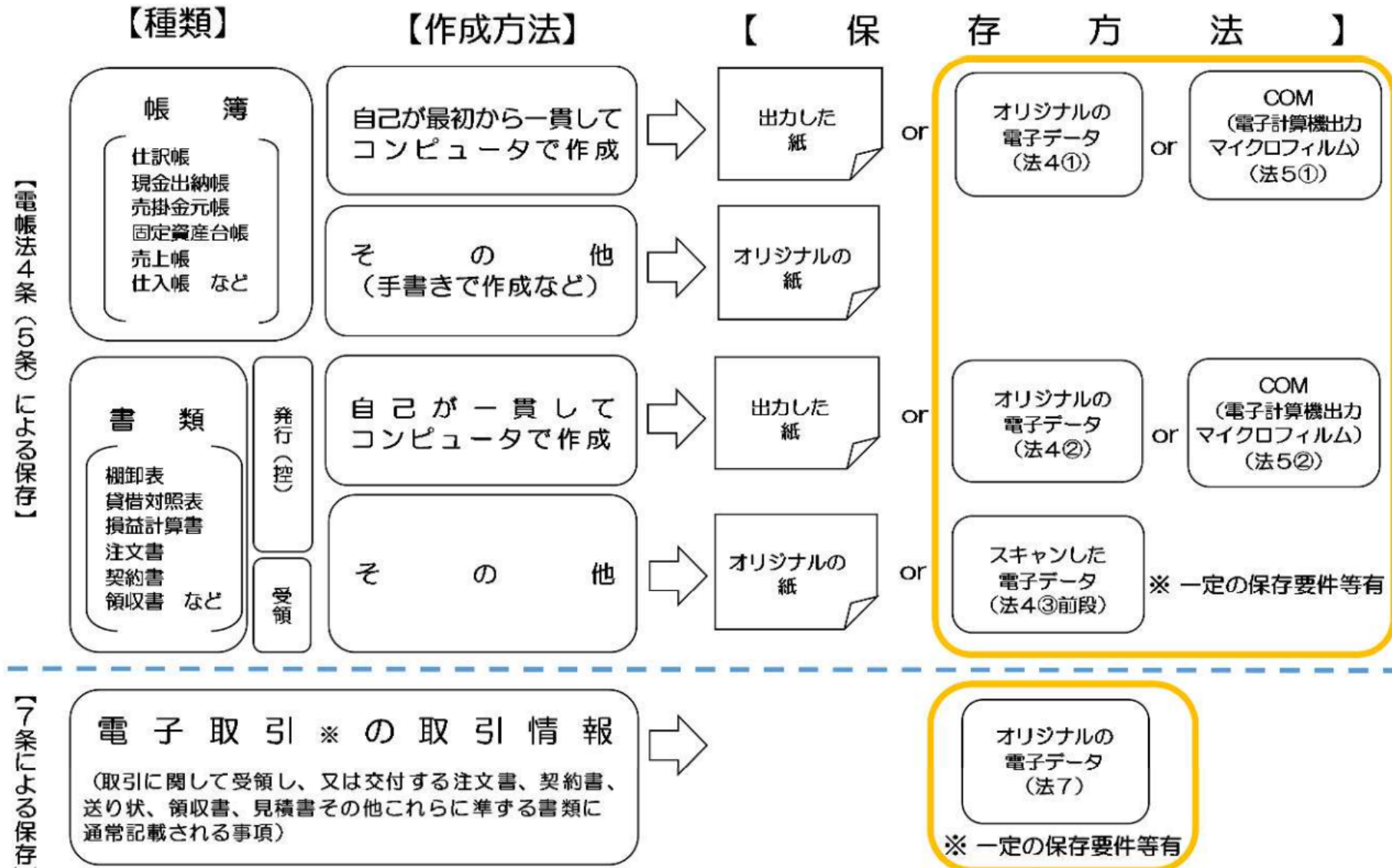
（その他事業者のデジタル化促進のための施策）

・マイページで自己情報の確認、タックスアンサー、チャットボット、年末調整の電子化、マイナンバーカード取得促進

2. 電子帳簿保存法の改正

- 正式：電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下、「法」と記載）
- 令和3年度の税制改正で大きな改正（抜本改正）
- 経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため
- 電子帳簿保存法では3つの区分
 - ① 電子帳簿等保存：**電子的**に作成した帳簿・書類をデータのまま保存
 - ② スキャナ保存：**紙**で受領・作成した書類を画像データで保存
 - ③ 電子取引：**電子的**に授受した取引情報をデータで保存

帳簿書類等の保存方法



【電帳法4条(5条)による保存】

【7条による保存】

※ 取引情報の授受を電磁的方法により行う取引をいう。

国税庁(2023) 電子帳簿保存法一問一答 (電子取引関係)
https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/00023006-044_03-5.pdf

電子帳簿保存法の概要

- (1) 国税関係帳簿書類のうち電子計算機を使用して作成している国税関係帳簿書類については、一定の要件の下で、電磁的記録等(電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム(C O M))による保存等が認められます(法4①②、5)。
- また、取引の相手先から受け取った請求書等及び自己が作成したこれらの写し等の国税関係書類(決算関係書類を除きます。)について、書面による保存に代えて、一定の要件の下で、スキャン文書による保存が認められます(法4③)。
- (2) 所得税(源泉徴収に係る所得税を除きます。)及び法人税の保存義務者がいわゆるE D I取引やインターネットを通じた取引等の電子取引を行った場合には、電子取引により授受した取引情報(注文書、領収書等に通常記載される事項)を電磁的記録により保存しなければなりません(法7)。：今回の対象

電子帳簿等保存制度の見直し(令和3年度改正)【ポイント】

- 経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、**帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に簡素化**しました(令和4年1月1日以後適用)。

改正前

帳簿等

電子帳簿等保存



税務署長の事前承認が必要

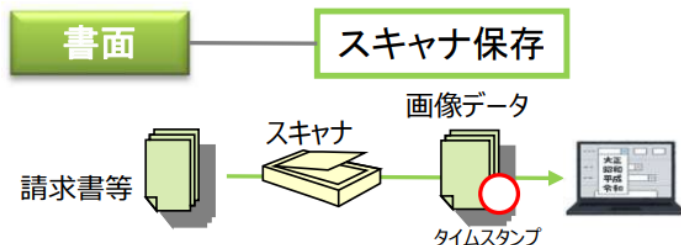
検索機能や訂正削除履歴を備えた信頼性の高いシステムしか認められておらず、低コストなクラウド会計ソフトの利用企業は紙で保存

改正後

- ✓ 税務署長による**事前承認を廃止**。
- ✓ モニター、説明書の備付け等の最低限の要件を満たす電子帳簿(正規の簿記の原則に従って記帳されたもの。)も、**電子データのまま保存することが可能**。
- ✓ 信頼性の高い電子帳簿(優良な電子帳簿)については、**インセンティブにより差別化**(過少申告加算税を5%軽減、青色申告特別控除10万円上乗せして65万円)。

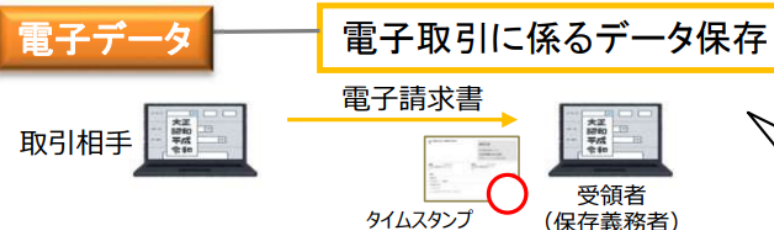
改正前

受領する請求書等



税務署長の事前承認が必要

- ・ 紙原本による確認が必要のため、その処理のために出勤が必要
- ・ 一定日数内でのタイムスタンプ付与の徹底が困難



保存データに対する高度な検索機能を確保できず、その場合は紙で保存

改正後

- ✓ 税務署長による**事前承認を廃止**。
- ✓ 紙原本による確認の不要化(スキャン後直ちに原本の廃棄が可能)。
- ✓ 電子データの改ざん等による不正に対しては、**重加算税を10%加算**。
- ✓ タイムスタンプ付与までの期間を**最長約2カ月以内に統一**。
- ✓ 検索要件の**簡素化**、**一定の小規模事業者については不要化**。
- ✓ 電子取引の**出力書面での保存の廃止**(電子保存義務化)

財務省
(2022)「第8回 納税環境整備に関する専門家会合資料」
<https://www.cao.go.jp/zeicho/content/4noukan8kai2.pdf>

電子取引

- 改正事項（令和3年度税制改正）

- ① タイムスタンプ要件及び検索要件：令和5年度改正あり

- タイムスタンプ要件に係るタイムスタンプの付与期間及び検索要件に係る検索項目について「スキヤナ保存に関する改正事項」の下記A)とD)と同趣旨の改正が行われたほか、基準期間（注）の売上高が1,000万円以下である方（小規模な事業者）について、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようになっている場合には、検索要件の全てが不要
 - A) タイムスタンプの付与期間が、記録事項の入力期間と同様、最長約2か月と概ね7営業日以内
 - D) 検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されるとともに、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせて条件を設定できる機能の確保（スライド36の帳簿の検索要件②及び③に相当する要件）が不要
- （注）「基準期間」とは、個人事業者については電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間、法人については電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度
- 令和4年1月1日以後行う電子取引について適用

電子取引

- 改正事項（令和3年度税制改正）
 - ② 適正な保存を担保する措置（見直し）
 - A) 申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置は、廃止
- ※ 消費税における電子取引の取引情報等に係る電磁的記録については、引き続き出力書面による保存が可能
- 令和4年1月1日以後行う電子取引について適用

電子取引

- 改正事項（令和3年度税制改正）
 - ② 適正な保存を担保する措置（見直し）
 - B) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備
- 令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

電子取引の保存要件

※ 下線を付した部分が、今回改正により変更があった箇所になります。

真実性の要件

以下の措置のいずれかを行うこと

- ① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う
- ② 取引情報の授受後、速やかに（又はその業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく
- ③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う
- ④ 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う

可視性の要件

保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと

電子計算機処理システムの概要書を備え付けること

検索機能※を確保すること

※ 帳簿の検索要件①～③に相当する要件（ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③不要）
保存義務者が小規模な事業者でダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索機能不要

検索機能に関しては、令和5年度税制改正で見直しあり

電子取引の取引情報に係るデータ保存制度の見直し（令和3年度改正）

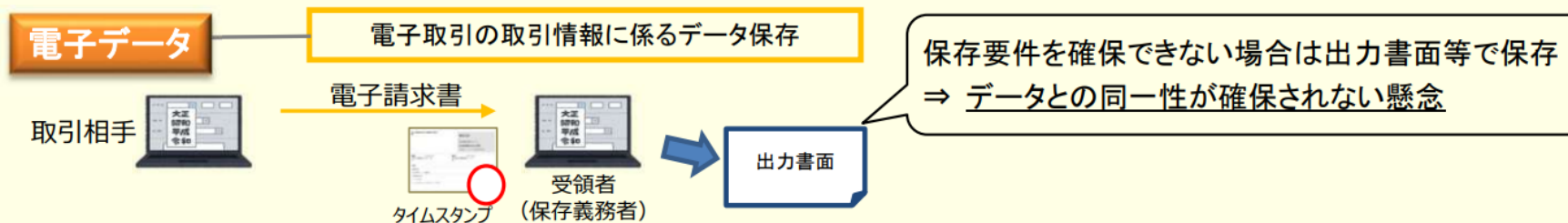
【電子取引の取引情報に係るデータ保存制度の概要】

- 保存義務者は、電子取引を行った場合には、保存要件に従って、その電子取引の取引情報に係るデータを保存しなければならないこととされている。

（注）具体的な「保存要件」については、「改ざん防止の要件（タイムスタンプ等）」、「検索機能の確保の要件」、「見読可能装置の備付けの要件」等がある。

【改正前】

- 電子取引の取引情報に係るデータを出力することにより作成した出力書面等の保存をもって、そのデータの保存に代えることができたこととされていた。



【改正後】

- 上記のデータの出力書面等による保存措置を廃止し、電子取引を行った場合には、保存要件に従って、その電子取引の取引情報に係るデータのまま保存しなければならないこととされた。

（注）消費税に係る保存義務者が行う電子取引の取引情報に係るデータの保存については、その保存の有無が税額計算に影響を及ぼすことなどを勘案して、改正後も引き続き、そのデータを出力した書面による保存が可能とされている。

＜その他の改正の概要＞

- 電磁的記録に係る重加算税の加重措置の整備

- ・ 電子取引の取引情報に係るデータに関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税を10%加重

- 検索機能の確保の要件の緩和

- ・ 売上高が1,000万円以下である一定の事業者については、検索機能の確保の要件を不要化
- ・ 検索項目について、「日付、金額、取引先」に限定

※ 上記の改正は、令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報について適用（データの出力書面等による保存措置廃止については、令和4年度改正において令和5年12月31日まで有期措置を整備）。

財務省
(2022)「第8回 納税環境整備に関する専門家会合資料」
<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/4noukan8kai2.pdf>

電子取引の範囲

- 電子帳簿保存法取扱通達解説（趣旨説明）
- 2－2 法第2条第5号((電子取引の意義))に規定する「電子取引」には、取引情報が電磁的記録の授受によって行われる取引は通信手段を問わず全て該当するのであるから、例えば、次のような取引も、これに含まれることに留意する。
- (1) いわゆる E D I 取引
- (2) インターネット等による取引
- (3) 電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む。）
- (4) インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引

考え方

- 不正会計の防止の観点

① 訂正削除が自由に実施でき、痕跡がなければ→例えば、利益が多額になりそうなので、訂正して売上を減らしておこう：タイムスタンプなど「真実性の要件」を満たしていることを要求

- 「真実性の要件」：下記のいずれか

- 取引先でタイムスタンプを付与
- 会社側でタイムスタンプを付与
- 訂正削除の記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用
- 事務処理規程に基づき、適切にデータを管理

考え方

- 税務調査の観点

- ① 現場に行っても、マニュアルやPCがなければ→調査はできません：
操作マニュアル、PCやディスプレイ、プリンタなどを要求
- ② 検索ができなければ→ひたすらファイルを調べるしかない：検索機能(取引年月日、取引金額、取引先)を要求、さらに以下のどちらかを要求
 - 日付又は金額の範囲指定、2つ以上の項目の組み合わせ検索
 - ダウンロード

→検索機能の確保の要件については、税務調査の実態等を踏まえ、一定の緩和措置を講ずる（令和5年度税制改正）

令和4年度税制改正

- 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置の整備
- 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについてやむを得ない事情があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする経過措置を講ずる。

令和5年度税制改正

- 宥恕措置は廃止：新たに猶予措置（経過措置ではなく本則）
- 令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存は義務となります
→書面のみは認められません
- 新たに猶予措置の背景
- 適用期限の経過後においても、システムや社内でのワークフローの関係などの理由でその電磁的記録の保存への対応が困難な事業者が一定数見込まれており、こうした事業者については、電子取引から書面による取引に誘導することになりかねないため、電子取引を促進する観点からは悪影響が懸念されていました。

③ 電子取引データ保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて適用されます。

(1) 検索機能の全てを不要とする措置の対象者が見直されました。

税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め（調査担当者にデータのコピーを提供すること）」に応じることができるようにしている場合に検索機能の全てを不要とする措置について、以下のとおり対象者が見直されました。

イ 検索機能が不要とされる対象者の範囲が、基準期間（2課税年度前）の売上高が「1,000万円以下」の保存義務者から「5,000万円以下」の保存義務者に拡大されました。

ロ 対象者に「電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている保存義務者」が追加されました。

(2) 令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されます。

（参考） 令和5年12月31日までにやり取りした電子取引データを「宥恕措置」を適用して保存している方は、令和6年1月1日以後も保存期間が満了するまで、そのプリントアウトした書面を保存し続け、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば問題ありません。

(3) 新たな猶予措置が整備されました。

次のイ・ロの要件をいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができることとされました。

イ 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）

ロ 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

上記(2)の宥恕措置では、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じる必要はありませんでしたが、上記(3)の新たな猶予措置では、プリントアウトした書面の提示・提出の求めに加え、電子取引データについても「ダウンロードの求め」にも応じる必要がありますので、ご注意ください。

電子帳簿保存法改正パンフレット

（電子帳簿保存法の内容が改正されました）：令和5年4月

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0023003-082.pdf>

保存に関するまとめ

(参考) 改正後の電子取引データの保存方法のイメージ

	対象	検索機能の確保の要件（上記(2)①）	その他の要件
保存方法①	制限なし（原則）	必要 ※改正後（注）を適用	・改ざん防止の要件（タイムスタンプ等） ・見読可能装置の備付け等の要件
保存方法② （改正後(1)）	新たな猶予措置適用者	不要	・出力書面の提示・提出の求めに応じる ・ダウンロードの求めに応じる
保存方法③ （改正後(2)①）	売上高が「5千万円以下」の事業者	不要	・改ざん防止の要件（タイムスタンプ等） ・見読可能装置の備付け等の要件 ・ダウンロードの求めに応じる
保存方法④ （改正後(2)②）	制限なし	不要	・改ざん防止の要件（タイムスタンプ等） ・見読可能装置の備付け等の要件 ・出力書面の提示・提出の求めに応じる（日付等ごとに整理必要） ・ダウンロードの求めに応じる

1. 検索機能の確保の要件：次の要件を充足した検索機能を確保しておく必要
イ 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先（記録項目）を検索の条件として設定することができること。
ロ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。
ハ 2以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定することができること。
2. ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、上記ロ・ハの要件が不要

※令和5年度税制改正で検索機能の確保の要件に一定の緩和措置を講じている

新たな猶予措置（保存方法2）

- 保存義務者が、電子取引を行った場合において、納税地等の所轄税務署長が一定の要件に従ってその電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことについて相当の理由があると認め、かつ、その保存義務者が国税に関する法律の規定によるその電磁的記録及び出力書面の提示又は提出の要求に応じることができるようにしているときは、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができる
→電磁的記録自体のダウンロード（提示又は提出）を新たに求める

売上高が「5千万円以下」の事業者（保存方法3）

- 電子取引データのダウンロードの求めに応じることを前提に、全ての検索機能の確保の要件（イ・ロ・ハ）が不要となる売上高基準を「5千万円以下」とする（令和5年度税制改正で1千万円から引き上げ）
- 消費税の簡易課税制度の金額を勘案

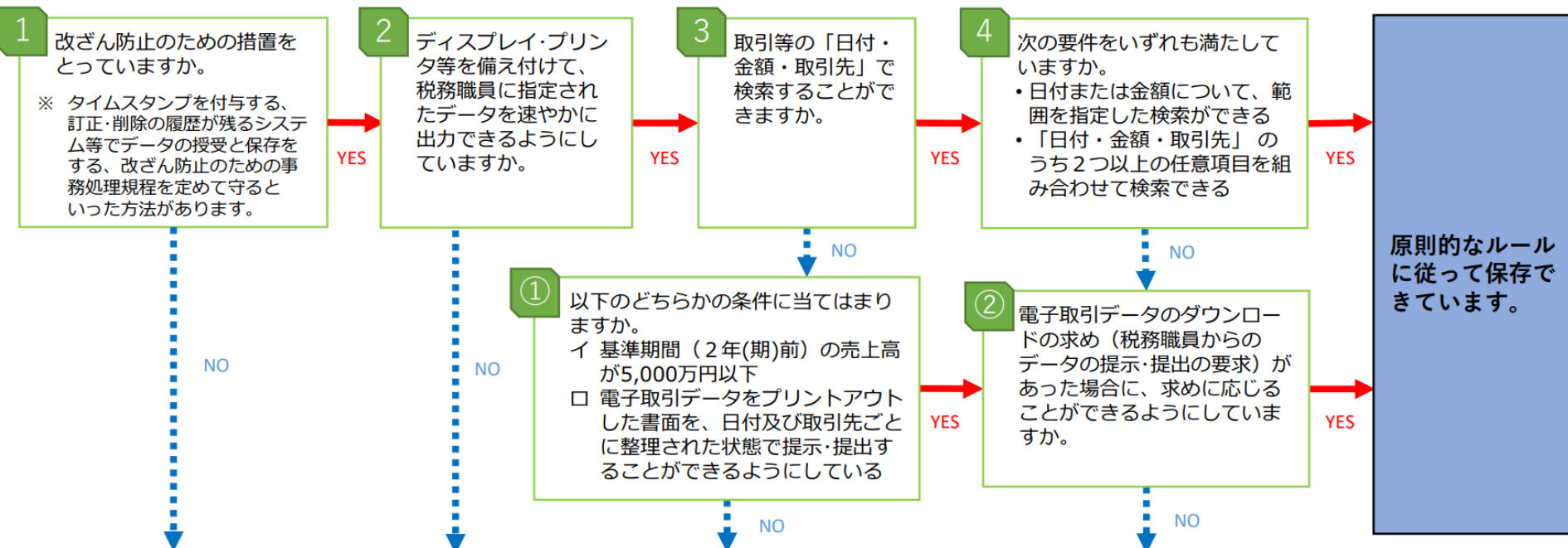
緩和措置（対象制限なし）（保存方法4）

- 保存義務者が、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録を出力することにより作成した書面で整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものの提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合
 - 書面の整理については、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件である検索機能の確保に代替するためのもの
 - 取引年月日その他の日付の順に整理した上で取引先ごとに整理する方法のほか、取引先ごとに整理した上でその取引先ごとの書類について取引年月日その他の日付の順に整理する方法が考えられる

問46 検索機能の確保の要件が不要とされる「電磁的記録を出力した書面であって、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものの提示若しくは提出の要求に応じることができるようにしている場合」について、具体的にはどのように書面を整理しておけば要件を満たすことになりますか。

- 以下（１）～（３）までのいずれかの方法により整理する必要があります（取扱通達７－３）。日頃からは書面に出力して所定の整理をしておき、税務調査の際に遅滞なく提示又は提出（以下「提示等」といいます。）できるようにしてください。
- （１）課税期間ごとに、取引年月日その他の日付の順にまとめた上で、取引先ごとに整理する方法
- （２）課税期間ごとに、取引先ごとにまとめた上で、取引年月日その他の日付の順に整理する方法
- （３）書類の種類ごとに、（１）又は（２）と同様の方法により整理する方法
- なお、その授受したデータ一面表示のよう等様態に於いて、検索機能を確保しただが電子データとして保存している限り、お保たれたい。

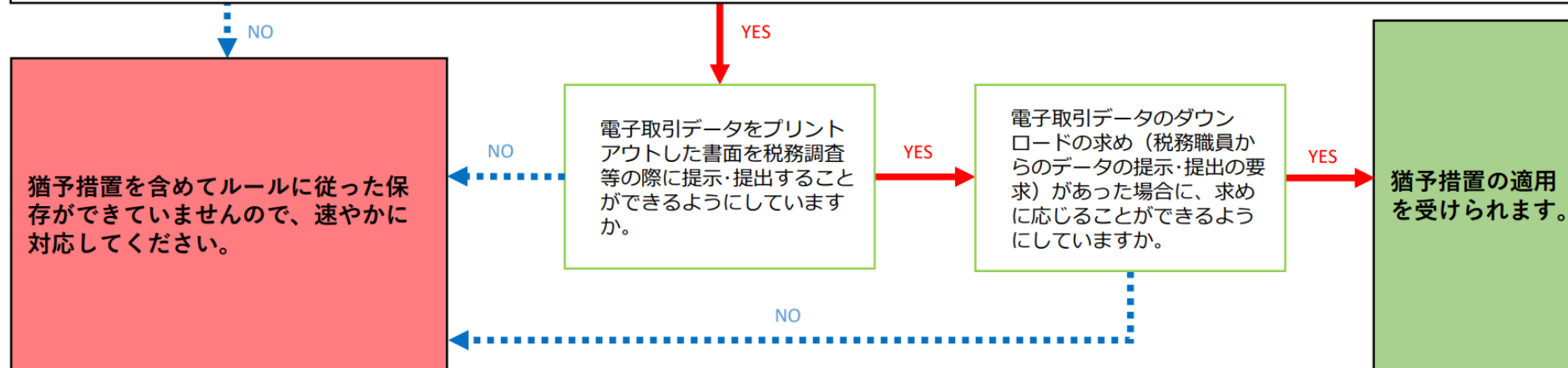
電子取引データをルールに従って保存できていますか？【令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データ用】



猶予措置の対象となるかご確認ください。

上記1～4（①イ・ロを含みます。）の対応ができなかったことについて、相当の理由がありますか（※）。

※ 例えば、システム等の整備が間に合わない場合など、原則的なルールに従って電子取引データの保存を行うための環境が整っていない事情がある場合が該当します。ただし、システム等の整備が整っていて原則的なルールに従って電子取引データの保存ができるにもかかわらず、資金繰りや人手不足等の特段の事情がなく、電子取引データをルールに従って保存していない場合には、相当の理由があるとは認められませんので、猶予措置の適用は受けられません。



国税庁パンフレット
(2023)「電子取引データの保存方法
をご確認ください」
https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/tokusetsu/pdf/0023006-085_01.pdf

具体的に考えることが重要「電子帳簿保存法一問一答
(電子取引関係)」

- a. 問4：電子メールに添付されたファイル等（7つの事例）の取扱い
- b. 問10：従業員が会社の経費等を立て替えた場合の電子データ
- c. 問15：電磁的記録の保存等を行う場合の要件（特に、規程）
- d. 問16：検索できないPDFへの対応（ファイル名、検索簿）

a.問4 当社は以下のような方法により仕入や経費の精算を行っていますが、データを保存しておけば出力した書面等の保存は必要ありませんか。

- (1) 電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を受領
- (2) インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）又はホームページ上に表示される請求書や領収書等のスクリーンショットを利用
- (3) 電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用
- (4) クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用
- (5) 特定の取引に係るEDIシステムを利用
- (6) ペーパレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用
- (7) 請求書や領収書等のデータをDVD等の記録媒体を介して受領

答え

- 全部、電子取引です



- 所定の方法により取引情報（請求書や領収書等に通常記載される日付、取引先、金額等の情報）に係るデータを保存しなければなりません
- 参考：インターネットバンキングを利用した振込等も、電子取引に該当（EDI取引）

考え方

- 改正後は、当該出力した書面等の保存措置が廃止され、当該出力した書面等は、保存書類（国税関係書類以外の書類）として取り扱わない：保存は必要
- 受領者側におけるデータの訂正削除が可能かどうか
- 可能であればいずれかの対応(対象となるデータは検索できる状態で保存することが必要)
 - 取引先でタイムスタンプを付与（取引先次第）
 - 会社側でタイムスタンプを付与
 - 事務処理規程に基づき、適切にデータを管理
- なお、クラウドサービスやEDIシステムによっては下記の対応の可能性
 - 訂正削除の記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用

b.問10 従業員が会社の経費等を立て替えた場合において、その従業員が支払先から領収書を電子データで受領した行為は、会社としての電子取引に該当しますか。該当するとした場合には、どのように保存すればよいのでしょうか。

- **【回答】**

- 従業員が支払先から電子データにより領収書を受領する行為についても、その行為が会社の行為として行われる場合には、会社としての電子取引に該当します。そのため、この電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、従業員から集約し、会社として取りまとめて保存し、管理することが望ましいですが、集約するまでの一定の間、従業員のパソコンやスマートフォン等に電子データ自体は保存しておきつつ、検索機能を損なうことがないよう会社としても日付、金額、取引先の検索条件に紐づく形でそうした保存状況にあることを情報として管理しておくことも認められます。
- なお、この場合においても、規則第4条第1項各号に掲げる措置を行うとともに、税務調査の際には、その従業員が保存する電磁的記録について、税務職員の求めに応じて提出する等の対応ができるような体制を整えておく必要があり、電子データを検索して表示するときは、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるように管理しておく必要があります。

※ データと書面で入手したとき (Q14)

- 電子データと書面の内容が同一であり、書面を正本として取り扱うことを自社内等で取り決めている場合には、当該書面の保存のみで足ります。
- ただし、書面で受領した取引情報を補完するような取引情報が電子データに含まれているなどその内容が同一でない場合には、書面及び電子データの両方を保存する必要があります。
→ 書面で受領した取引情報に加えて、その詳細をメール本文で補足している場合等、当該電子データに正本を補完するような取引情報が含まれている場合等が該当

c.問15 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存等を行う場合には、どのような要件を満たさなければならないのでしょうか。

○ 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存等を行う場合の要件の概要

要 件
電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付け（自社開発のプログラムを使用する場合に限ります。） （規2②一イ、⑥六、4①）
見読可能装置の備付け等（規2②二、4①）
検索機能の確保（規⑥五、4①）
次のいずれかの措置を行う（規4①） 一 タイムスタンプが付された後の授受 二 速やかに（又はその業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付す ※ 括弧書の取扱いは、取引情報の授受から当該記録事項にタイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。 三 データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用して、授受及び保存を行う 四 訂正削除の防止に関する事務処理規程を策定、運用、備付け

システムを使用せずに税務要件を確保する方法

- 実務で議論となるのは、このためにシステムの導入が必要となるのか、実際の業務が大きく変わってしまうのか
- 電子帳簿保存法（電子取引）において、システムを導入せずに真実性の要件、可視性の要件（検索機能）を満たす方法を提示
→ペーパレスへの対応をどうするか、費用対効果をどのように考えるかによってシステム導入の可否を検討いただくことがお勧めです

真実性の要件にどのように対応するか

- (4) のみシステムが不要（複数の組み合わせも可能）
- (1) タイムスタンプが付与されたデータを受領（規 4 ①一）
- (2) 速やかに（又はその業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付与（規 4 ①二）
- 通常の間を経過した後、速やか：最長 2 か月とおおむね 7 営業日以内
- ※ 括弧書の取扱いは、取引情報の授受から当該記録事項にタイムスタンプを付すまでの各事項に処理に関する規程を定めている場合に限る。
- (3) データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用（規 4 ①三）
- (4) 訂正削除の防止に関する事務処理規程を策定、運用、備付け（規 4 ①四）
- 可視性の要件：事後的な確認のため、検索できるような状態で保存すること（規 2 ⑥六）や、ディスプレイ等の備付け（規 2 ②一イ、二）も必要。

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程（法人の例）

（法人の例）

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、〇〇において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、〇〇の全ての役員及び従業員（契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。）に対して適用する。

（管理責任者）

第3条 この規程の管理責任者は、●●とする。

第2章 電子取引データの取扱い

（電子取引の範囲）

第4条 当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- 一 E D I 取引
- 二 電子メールを利用した請求書等の授受
- 三 ■■（クラウドサービス）を利用した請求書等の授受
- 四

記載に当たってはその範囲を具体的に記載してください

（取引データの保存）

第5条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第6条に定めるデータについては、保存サーバ内に△△年間保存する。

(対象となるデータ)

第6条 保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

- 一 見積依頼情報
- 二 見積回答情報
- 三 確定注文情報
- 四 注文請け情報
- 五 納品情報
- 六 支払情報
- 七 ▲▲

取引先等とデータでやりとりしたもののうち、取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項）が含まれるデータについては、全て要件に従ってデータのまま保存していただく必要がありますのでご注意ください。

(運用体制)

第7条 保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。

- 一 管理責任者 ○○部△△課 課長 XXXX
- 二 処理責任者 ○○部△△課 係長 XXXX

(訂正削除の原則禁止)

第8条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正削除を行う場合)

第9条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、処理責任者は「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出すること。

- 一 申請日
- 二 取引伝票番号
- 三 取引件名
- 四 取引先名
- 五 訂正・削除日付
- 六 訂正・削除内容
- 七 訂正・削除理由
- 八 処理担当者名

- 2 管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。
- 3 管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。
- 4 処理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに「取引情報訂正・削除完了報告書」を作成し、当該報告書を管理責任者に提出する。
- 5 「取引情報訂正・削除申請書」及び「取引情報訂正・削除完了報告書」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

附則

(施行)

第10条 この規程は、令和○年○月○日から施行する。

d.問16 妻と2人で事業を営んでいる個人事業主です。取引の相手方から電子メールにPDFの請求書が添付されて送付されてきました。一般的なパソコンを使用しており、プリンタも持っていますが、特別な請求書等保存ソフトは使用していません。どのように保存しておけばよいですか。

・【回答】

- ・例えば、以下のような方法で保存すれば要件を満たしていることとなります。
- ・1 請求書データ（PDF）のファイル名に、規則性をもって内容を表示する。
- ・例）2022年（令和4年）10月31日に株式会社国税商事から受領した110,000円の請求書
⇒「20221031_(株)国税商事_110,000」
- ・2 「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する。
- ・3 前のスライド（2枚）に記載の規程を作成し備え付ける。
- ・※ 税務調査の際に、税務職員からダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出してください。
- ・※ 判定期間に係る基準期間（通常は2年前です。）の売上高が5,000万円以下であり、上記のダウンロードの求めに応じることができるときは、電磁的記録を提出し、上記1の設定は不要です。

問16(続き)

- 【解説】
- 令和3年度の税制改正により電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、電磁的記録を出力した書面等を保存する措置は廃止され、その電磁的記録（データ）を保存しなければならないこととされました。
- 請求書データ等の保存に当たっては、一定の要件に従った保存が必要ですが、上記の方法により保存することで要件を満たすこととなると考えられます。
- なお、上記1の代わりに、索引簿を作成し、索引簿を使用して請求書等のデータを検索する方法によることも可能です。

(索引簿の作成例)
受領した請求書等データのファイル名に連番を付して、内容については索引簿で管理する。

[illegible]

電子取引ソフト法的要件認証製品一覧

- ▼ 認証制度について
- ▼ 認証を受ける方へ
- ▼ FAQ
- ▼ 認証製品一覧

認証有効期限欄に★が表示されているソフトにつきましては、更新審査の申請がなされており、認証有効期限以降も認証ソフトとして有効な製品です。

2023年7月21日現在

※下記バージョン以降を認証製品とする

認証番号	ソフトウェア名称	※バージョン	メーカー	主製品/ 派生製品	審査基準法令 年度	認証有効期限
600100-00	BtoBプラットフォーム 請求書（受取機能・発行機能）	BtoBプラットフォーム 請求書（受取機能・発行機能）	株式会社インフォーマット	主製品	令和2年度	2024年6月8日
600200-00	DataDelivery	Ver 5.5.1.2	JFEシステムズ株式会社	主製品	令和2年度	2024年6月8日
600200-01	DataDelivery	Ver 5.5.1.2	JFEシステムズ株式会社	主製品	令和3年度	2025年2月11日
600300-00	TKC証憑ストレージサービス	2021年04月版	株式会社TKC	主製品	令和2年度	2024年6月8日
600300-01	インボイス・マネジャー（旧製品名：T K C 証憑ストレージサービス）	2021年04月版	株式会社TKC	主製品	令和3年度	2025年5月9日
600400-00	WWDS証憑アーカイブスタンダード	Ver 1.7.5	株式会社ハイパーギア	主製品	令和2年度	2024年6月21日
600400-01	WWDS証憑アーカイブスタンダード	Ver 1.7.5	株式会社ハイパーギア	主製品	令和3年度	2025年1月28日
600500-00	電子取引サービス@Sign	-	三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社	主製品	令和2年度	2024年7月20日
600600-00	マネーフォワード ケッサイ	-	マネーフォワードケッサイ株式会社	主製品	令和2年度	2024年7月20日
600700-00	マネーフォワードクラウド経費	-	株式会社マネーフォワード	主製品	令和2年度	2024年8月18日
600800-00	マネーフォワードクラウド債務支払	-	株式会社マネーフォワード	主製品	令和2年度	2024年8月18日
600900-00	QuickBinder for iAP Ver8.0.6 Patch1	QuickBinder for iAP Ver8.0.6	株式会社クレオ	主製品	令和2年度	2024年8月22日
601000-00	楽々Document Plus	Ver.6.1.1.0	住友電工情報システム株式会社	主製品	令和2年度	2024年8月31日
601000-01	楽々Document Plus	Ver.6.1.1.0	住友電工情報システム株式会社	主製品	令和3年度	2025年4月8日

3. インボイス（適格請求書）制度とは

- 2023年（令和5年）10月1日から義務化
- 国税庁のホームページでは、
- 適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。
- インボイス制度とは、
- <売手側>
- 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
- <買手側>
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。
- https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm

【記載事項】

- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び
登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円

××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
	...	
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び
登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※ 又は適用税率

② XX年11月30日

スーパー○○
東京都...
登録番号 T 123456...

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
内 消費税額		¥24
内 消費税額		50
お預り		¥1,000
お釣		¥126

* 軽減税率対象

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

国税庁（2020）令和3年10月1日登録申請書受付開始！（リーフレット）

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020009-098_03.pdf

インボイス（適格請求書）制度とは

- 仕入税額控除のためにはインボイス（適格請求書）の保存が要件
 - インボイス：請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問わない
 - 適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られる
 - 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要がある。
- なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません
- インボイスの電磁的記録（電子データ）は可能：デジタル（電子）インボイス（電子帳簿保存法に準じた方法による保存）
 - 想定されるメリット：送料や紙のコスト、システムへの自動での取り込みが可能、保管コスト等

4. デジタル（電子）インボイスの動き

- 紙のインボイスから電子のインボイスへ
- 業務で考えると、アナログ処理からデジタル処理への変化が実現可能
- 単に、紙から電子ではなく、デジタルを前提とした業務のあり方そのものを見直すきっかけとなる可能性
- 「電子インボイス推進協議会」（英語名称：E-Invoice Promotion Association）：EIPA（エイパ）が中心となって検討
- 国際標準規格「Peppol（ペポル）」をベースとしてデジタルインボイスの日本標準仕様を策定

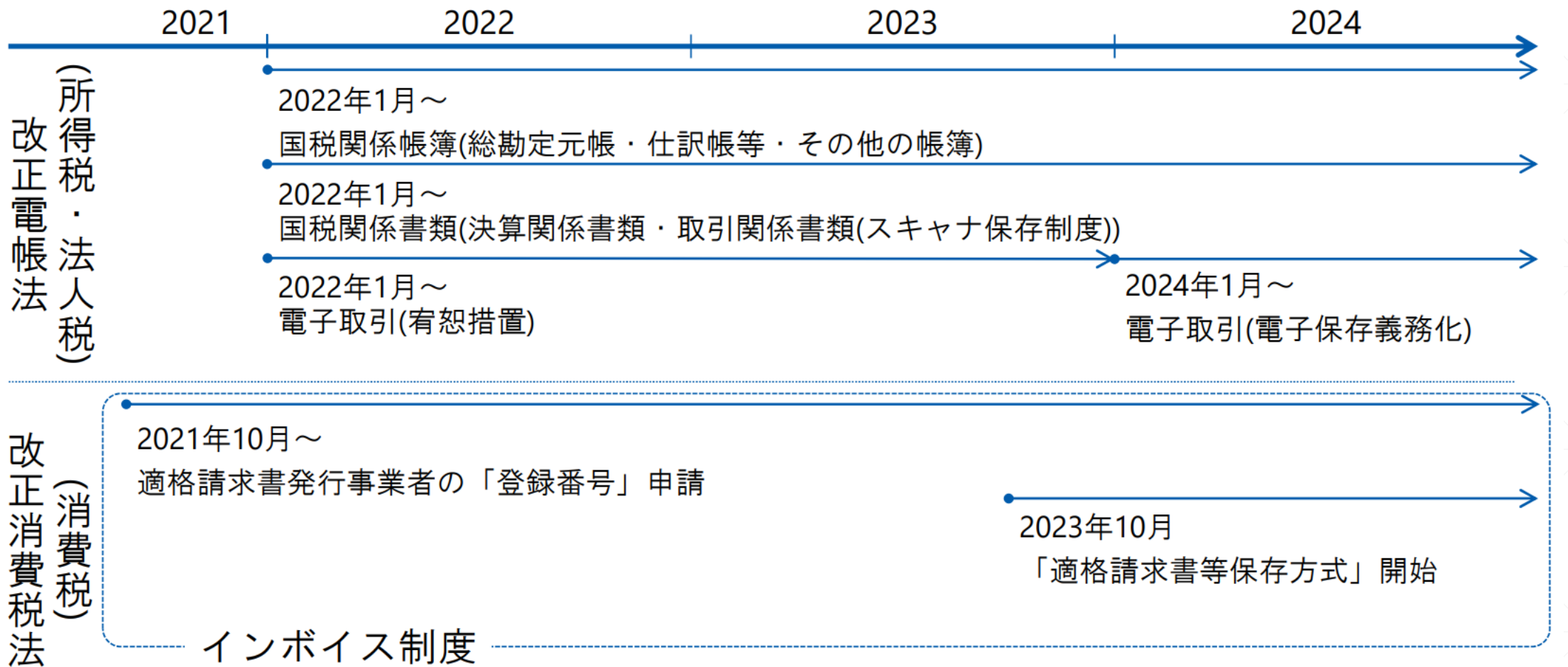
東京税理士会情報通：2021年5月号

- 令和5年10月1日から導入される消費税の仕入税額控除の方式としての適格請求書保存方式（インボイス制度）について、記載項目の確認を目視や手入力で行うことは困難を伴うことが予測されることから、今後ますます電子データの保存については重要になってくると考えられます。
- なお、政府の「デジタル・ガバメント実行計画（改定）」ではバックオフィス業務の効率化を実現する観点から、「電子インボイス」について、コスト面も含め、中小・小規模事業者から大企業まで幅広い事業者が共通的に使えるようなものとしその利活用を促進するため、国際的な規格に準拠する形で「標準仕様」の確立を目指す、とされています。

インボイスの導入後はどうなるでしょうか

1. 企業の業務量は増えるでしょうか？
2. デジタルインボイス（電子インボイス）は使われるでしょうか？
3. デジタルインボイスによって、バックオフィス業務は変わるでしょうか？

法令改正の動向



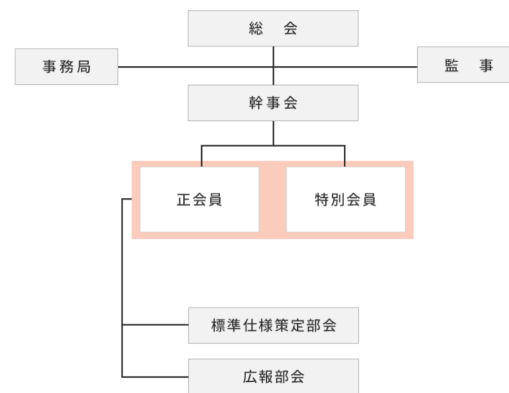
デジタル（電子）インボイスとは

- デジタルインボイス（電子インボイス）
 - インボイスが紙から電子になったもの
 - 但し、データが標準化されており、利用できることが大きなポイント
- EIPA（デジタルインボイス推進協議会）
 - デジタル庁が取り組む、グローバルな標準仕様「Peppol(ペポル)」をベースにした、日本におけるデジタルインボイス(標準化され構造化された電子インボイス)の標準仕様の策定に対し、民間の立場からの支援と協力、また、その普及に向けた会員各社の活動の支援（2020年7月設立）
 - 電子インボイス推進協議会から2022年6月に名称変更
 - 単純に紙を「電子化」(Digitization)するだけでなく、デジタルを前提とし業務のあり方も見直す「デジタル化」(Digitalization)を進めるべきという点を強調するため、名称を変更

EIPA

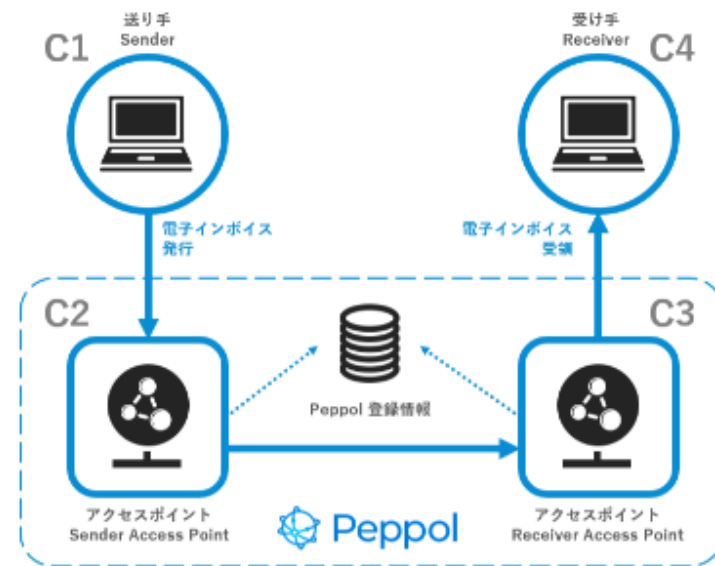
- 会員：197社・8名（内：正会員 191社、特別会員(団体) 8社、特別会員(個人) 89名）：2023年9月21日現在
- 特別会員（団体）：日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、一般社団法人全国銀行協会、特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会、一般社団法人 XBRL Japan 等

組織図



デジタルインボイス（「Peppol（ペポル）」）の概要

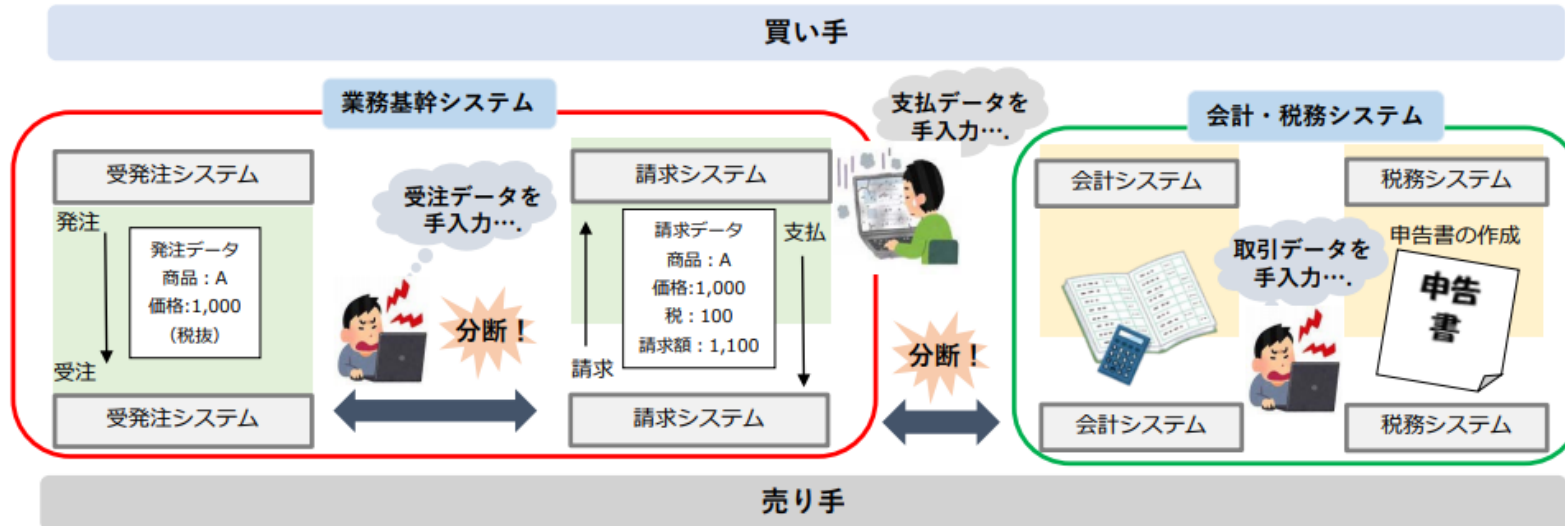
- ・ 国内の事業者が共通的に使えるデジタルインボイスの仕様が重要：デジタルインボイス推進協議会において検討
- ・ 「Peppol」：電子インボイスなどの電子文書をネットワーク上で授受するための国際的な標準規格
- ・ 欧州各国をはじめ、シンガポール、オーストラリアなど世界30か国以上で採用
- ・ 「Peppol」を利用する事業者はPeppolのネットワーク上に利用登録を行えば、Peppolを利用しているあらゆる事業者とデジタルインボイスの授受が可能（電子メールのイメージ）



内閣官房IT総合戦略室

- 電子インボイスに係る取組状況について（令和2年12月9日）
- 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用促進基本計画（令和2年7月17日閣議決定）」
- インボイス制度が導入される令和5年10月も見据え、ビジネスプロセス全体のデジタル化によって負担軽減を図る観点から、請求書・領収書のデジタル化、キャッシュレス化及び税・社会保険手続の電子化・自動化を促進する。

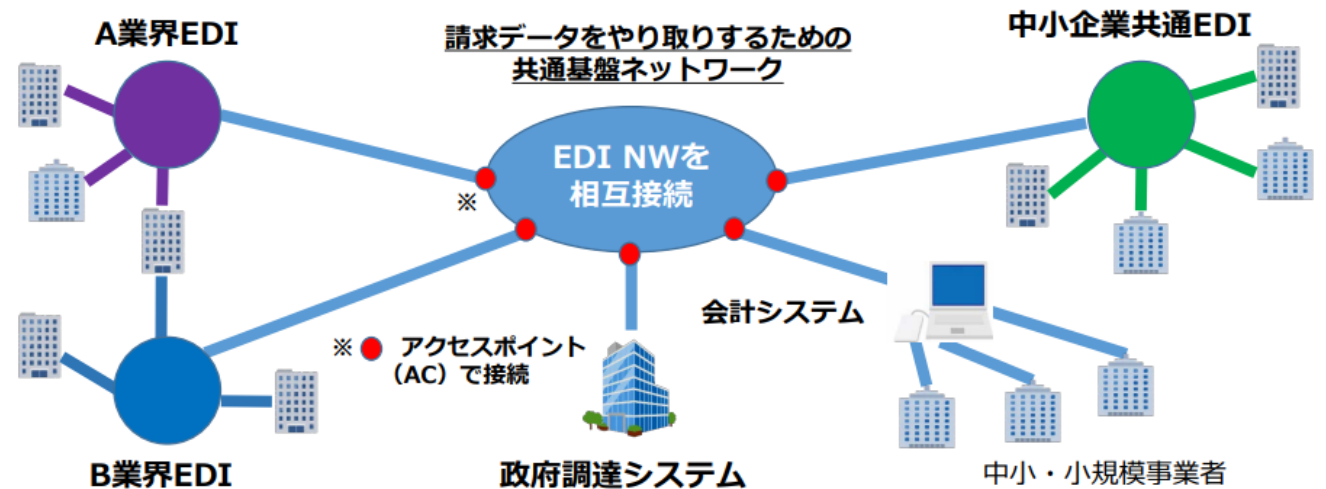
バックオフィス業務の現状（イメージ）



内閣官房IT総合戦略室

- 電子インボイスに係る取組状況について（令和2年12月9日）
- 目指すべき「電子インボイスの標準仕様」は、中小・小規模事業者の方が負担のない快適なUI/UXで、「デジタル化」の恩恵を受けることができるように、
 - 幅広い事業者が、容易に、かつ、低コストで利用できる仕組みであること、
 - 既存の仕組みからの移行が容易であること、
 - グローバルな標準規格をベースとする、
- などの観点が必要となる。

実現すべきアーキテクチャ（イメージ）



JP PINT

わが国におけるデジタルインボイスの標準仕様（JP PINT）を管理しています。

概要

デジタル庁は、わが国のPeppol Authority（PA）として、グローバルな標準仕様である「Peppol（ペボル）」をベースとしたわが国におけるデジタルインボイスの標準仕様（JP PINT）の管理等を行っています。

（参考）「Peppol」とは、電子文書をネットワーク上でやり取りするための「文書仕様」「ネットワーク」「運用ルール」に関するグローバルな標準仕様です。国際的な非営利組織である「[OpenPeppol](#) 図」という団体により管理されています。デジタル庁は、2021年9月より、OpenPeppolのメンバーとして活動しています。

わが国の「デジタルインボイス」の標準仕様について

- [わが国の「デジタルインボイス」の標準仕様（適格請求書）](#) 図
- [わが国の「デジタルインボイス」の標準仕様（仕入明細書）](#) 図
- [わが国の「デジタルインボイス」の標準仕様（区分記載請求書）](#) 図

（参考）[更新情報（PDF／266KB）](#)

（更新日：2023年7月21日／掲載日：2021年12月1日）

デジタル庁
https://www.digital.go.jp/policies/electronic_invoice/

注意点

- デジタル（電子）インボイスで、デジタル庁による標準仕様を使う義務はありません（任意）。
 - 例えば、電子メールで送付
 - 但し、Peppolネットワークでやり取りする場合は、標準仕様である必要があります。
 - 会計ソフトの会社などITベンダは、標準仕様に基づいて開発していると考えられますので、どのソフトを利用しても、ソフト側が対応していれば、デジタルインボイスのやり取りができると考えられます。
- 送り手側のPeppol Service Provider（アクセスポイント：C2）において、JP PINT で合計値の計算方法などルールに従ったデジタルインボイスが作成されているかをチェックするため、正確性が確保されている。

デジタルインボイスが実現すること

法令改正対応

■ 適格請求書等保存方式への対応

- ◆ 法令上の請求書等(インボイス、返還インボイス等)を識別できる
- ◆ 登録番号や適用税率、消費税額といった法令上必要な事項を記載できる

■ 日本の業務慣行への対応

- ◆ 日本の一般的な業務に対応する
- ◆ 複数の納品取引を一つのインボイスに合算することにも対応(合算請求書)

業務のデジタル化

■ インボイスのデジタル化

- ◆ デジタルインボイスの発行と受領
- ◆ デジタルインボイス(写し含む)の保存

■ 後続業務の効率化

- ◆ 会計業務の効率化
 - ・ インボイスの発行・受領に基づいて自動仕訳
- ◆ 支払処理の効率化
 - ・ 受領したインボイスに基づいて支払処理を効率化
- ◆ 入金消込業務の効率化
 - ・ 発行したインボイスと、入金を自動で消込

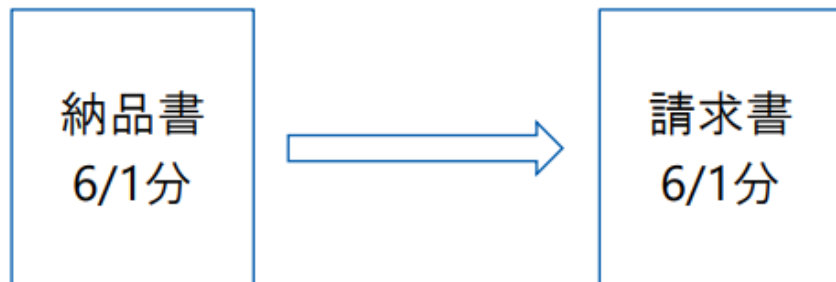
日本版Peppol（日本標準仕様）で実現すべき主要要件

- 都度請求書と合算請求書

都度請求書

■ 1納品書 = 1請求書

- ◆ 納品後すみやかに請求書を作成



- ◆ 納品書がないケース、逆に納品書が請求書を兼ねるケースもある

合算請求書

■ N納品書 = 1請求書

- ◆ 月末など所定のタイミングで複数の納品書を合算して請求書を作成



- ◆ 合算請求書上の明細がどの納品書に由来しているのかを明記することによって、支払処理の自動化が可能

デジタルを前提として業務を見直すことも必要

- 電子インボイスを活用する上では、**業務の前提条件が変わる**
 - ◆ 見られる/手で作業することが前提とされない
 - ◆ 逆に、人によって見られない、機械で自動的に処理されることが前提となる
- デジタルを前提とすると、**中長期的には合算請求書から都度請求書にシフトする**はず
 - ◆ そもそも、合算請求書は、手作業の集約化や郵送費用の削減のため
 - ◆ 機械で処理される、郵送費用が不要となるのであれば、合算請求書である必要性は下がる
 - ◆ 経営のリアルタイム化の観点からは、本来は都度請求書の方が望ましいはず
- 全てがデジタルに一気に切り替わるわけではないことから、一旦は電子インボイスでも合算請求書を扱えることを目指すが、**本来は業務そのものの見直しが必要**になることに留意が必要
 - ◆ 人が見ない以上、「お取引有難うございました」も意味はなくなる

日本版 Peppol における検討事項

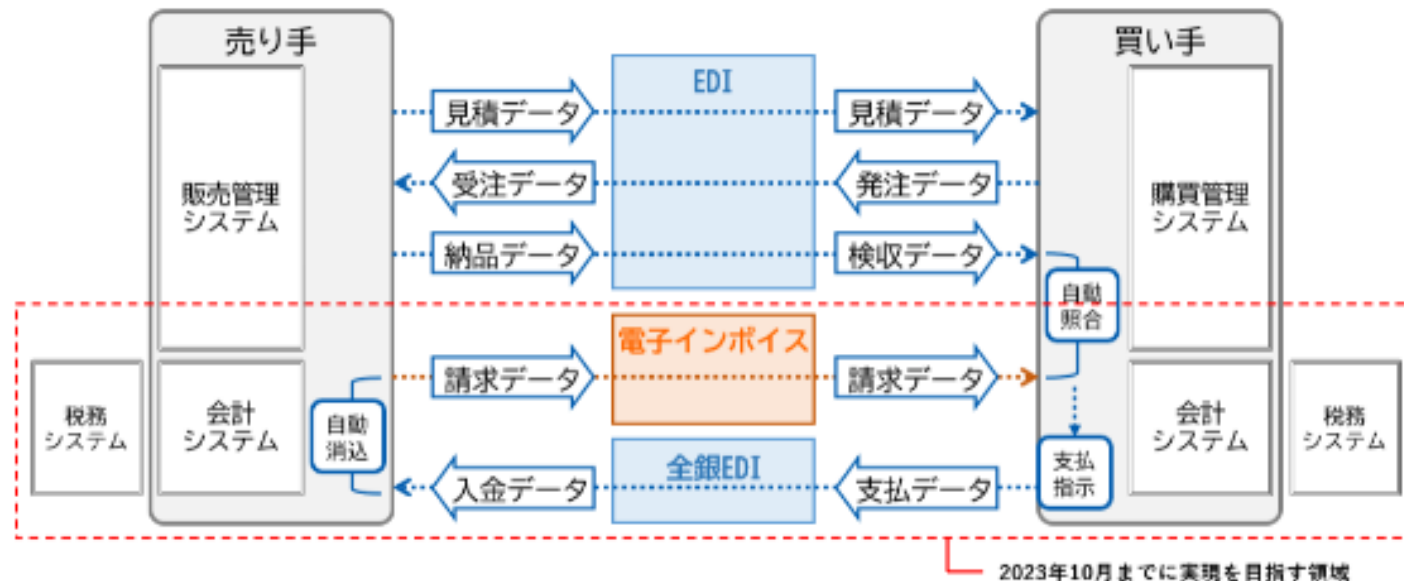
- 請求書：都度請求書、合算請求書、納品書、仕入明細書、口座残高情報
- 税抜表記/税込表記
- 修正インボイス
- 適格返還請求書
- 免税事業者の扱い
- 事業者を識別する仕組み 等

5. デジタルインボイスで何が変わるのか

- 目指すべきもの：インボイスの電子化だけではなく、企業の業務プロセスのデジタル化（バックオフィス業務の効率化）
- 中小企業でよくあるパターン
 - FAXでの受発注
 - 業務システムで作成した請求書を紙に印刷し、郵送する（売手側）
 - 受け取った請求書を見ながら、業務システムに入力する（買手側）
 - 紙の証憑書類に基づいて、会計システムに入力する
- デジタル化されていれば、処理の自動化が可能となるのではないかと（業務効率化、データ分析などの活用）

理想の姿

- デジタルインボイスの利用を通じて請求～支払、さらに後工程の入金消込業務までシームレスにデータ連携されることで、バックオフィス業務の効率化を図る
- さらに、デジタルインボイスの普及によって事業者の業務デジタル化が加速し、前工程である見積・受発注までもデジタル化が波及

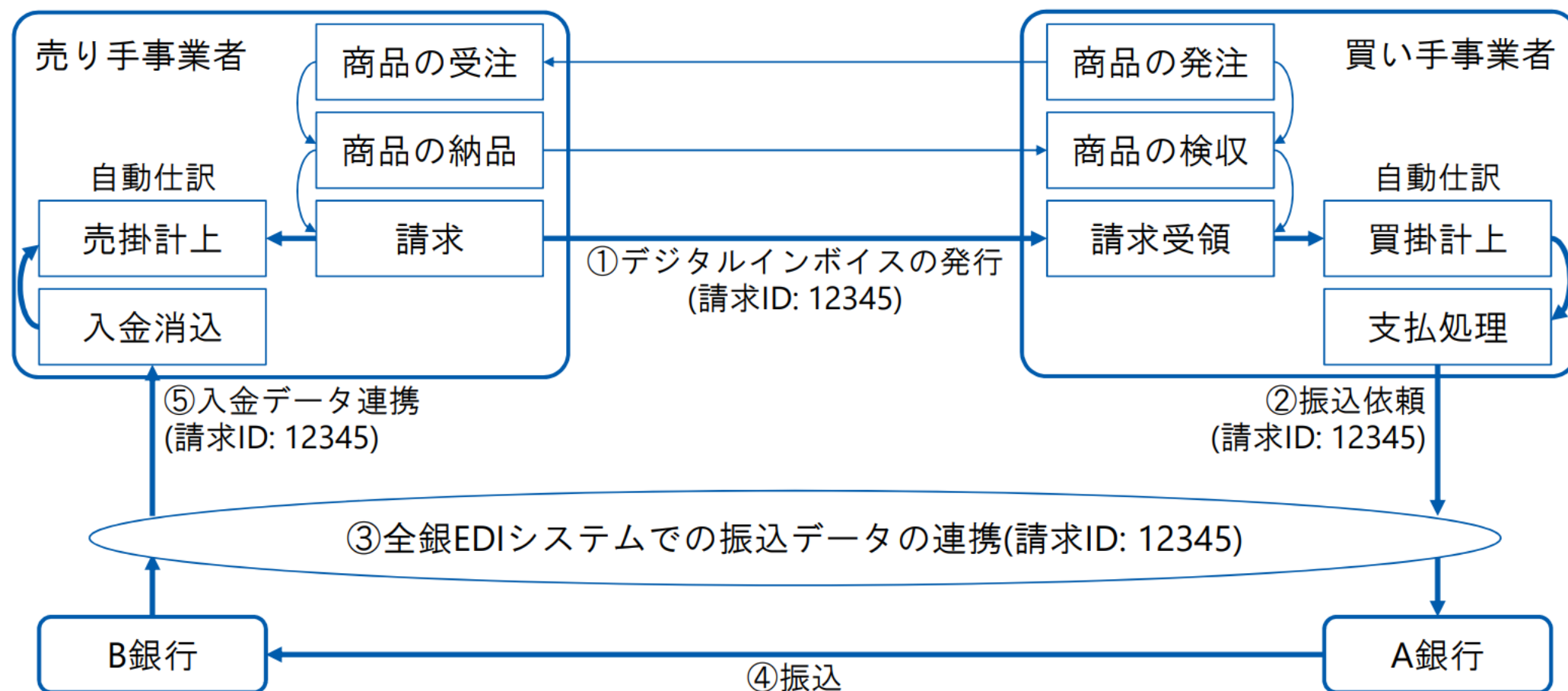


デジタルインボイス推進協議
会HP

<https://www.eipa.jp/peppol>

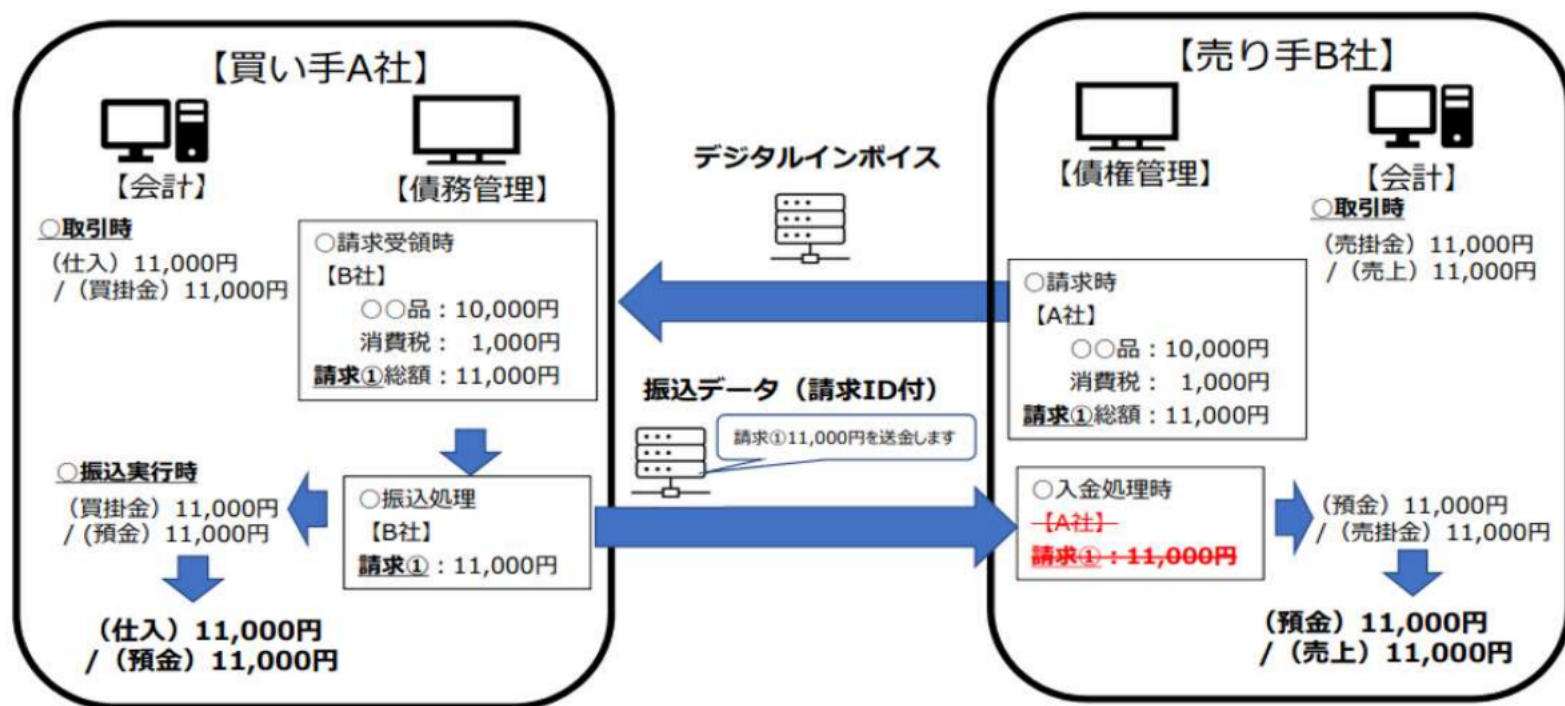
デジタルインボイスの活用による業務効率化

- 会計(仕訳)業務はもちろん、支払処理および入金消込業務の効率化を実現



デジタルインボイスの活用による入金消込業務の効率化

- 売り手はデジタルインボイス上の請求IDと振込データの請求IDで自動消込
 - ◆ 買い手は請求データに基づいて、債務管理/支払処理などの効率化が可能
 - ◆ 売り手・買い手ともに会計システムでの自動仕訳が実現可能となり、経理担当者による手入力作業負担の大幅軽減が可能



社会的システムの電子化ではなく、デジタル化が必要

- これまでは紙を前提として、その一部の「電子化」(Digitization)を進めてきたが、今後はデジタルを前提とし、業務のあり方も見直す「デジタル化」(Digitalization)を目指すべき
 - ◆ 紙の電子化では業務は大きくは変わらず、事業者の業務効率化につながらない
 - ◆ これまでの電子化は概ね、行政側にはメリットはあっても、事業者側にはメリットを実感できないものに留まる

業務デジタル化 のステージ	[現状] → [これから]			
	ステージ0 紙文化	ステージ1 電子化	ステージ2 電子化の徹底	ステージ3 デジタル化
媒体	紙	概ね紙 一部電子データ	電子データ	電子データ
業務のあり方	従来通り	従来通り	概ね従来通り	ゼロから再設計

8. おわりに

- 電子帳簿保存法やデジタルインボイスは、企業の業務改革のきっかけとなる可能性がある（DX）。但し、費用対効果を意識しながら進める必要がある。
- 会計や税務という業務（定型的、細かい作業ばかり、付加価値が見出せない、暗い？）が変化するとともに、この動きが中小企業にも及んでいくと考えられる
- 会計業務・税務業務が守りから攻めに転換する第一歩（大手企業においては、データの分析がより高度化し、経理がより要の部署に変化する）
 - 若手に安心して紹介できる仕事と言えるのではないか
- 前向きにとらえると、会計・税務は明るい未来が広がる

ご静聴ありがとうございました